

○飯塚市要介護者等緊急入所支援事業実施要綱

令和3年2月22日

飯塚市告示第37号

改正 R5-60

(目的)

第1条 この事業は、在宅で介護又は介助を必要とする高齢者又は障がい者(以下「要介護者等」という。)の主たる介護者等が新型コロナウイルスの陽性者と判定され、介護等の継続が困難となり、他の家族親族等の支援も得られない場合で、要介護者等が陰性であった場合に限り、高齢者施設等に短期入所等させるために必要な費用を市が負担することで、要介護者等の日常生活の円滑な継続及び介護者等の経済的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業の対象者及び実施内容)

第2条 この事業の対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、主たる介護者等が新型コロナウイルスの陽性者と判定され、介護等の継続が困難となり、他の家族親族等の支援も得られない場合で、要介護者等が陰性であった者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護1から5の認定をもつ者
- (2) 要介護状態で、かつ、要介護認定をもたない者
- (3) 障がい支援区分認定をもつ者
- (4) 支援を要する状態で、かつ、障がい支援区分認定をもたない者
- (5) その他市長が一定の介助が必要と認める者

2 事業内容等は、別表のとおりとする。

3 本事業の対象期間は、主たる介護者等が陽性と判明した日から療養が終了するまでとする。

(利用の申請)

第3条 前条に規定する事業として実施するサービス(以下「サービス」という。)を利用しようとする者は、申請書に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 前条の規定によりサービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(利用の取消し)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者より廃止の申出があったとき。
- (2) 死亡又は転出したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けたとき。
- (4) その他市長がサービス利用の継続が適当でないとしたとき。

(返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けた者があるときは、サービス利用により市が要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の保護)

第8条 この事業に携わる高齢者施設等の事業所は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)の趣旨にのっとり、個人情報の適正な維持管理を行うとともに、事業を行うに当たり知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了した後においても、同様とする。

(R5-60一改)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月15日 告示第60号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 対象者の区分                       | 事業内容                                 | 市の負担  |
|------------------------------|--------------------------------------|---|
| 要介護1から5の認定をもつ者               | 特別養護老人ホーム等の介護保険施設への短期入所等             | 要介護者のその時点における介護度に応じた自己負担額(介護保険対象外分を含む)            |
| 要介護状態で、かつ、要介護認定を持たない者        | 特別養護老人ホーム等の介護保険施設への短期入所等             | 原則、要介護3に相当する介護給付費及び自己負担額に相当する額(介護保険対象外分を含む)       |
| 介助等を必要とする障がい者(障がい支援区分認定をもつ者) | 施設入所支援等での短期入所等                       | 障がい者のその時点における障がい支援区分に応じた自己負担額(障がい福祉給付費対象外分を含む)    |
| 支援を要する状態で、かつ障がい支援区分認定を持たない者  | 施設入所支援等での短期入所等                       | 原則、区分4に相当する障がい福祉給付費及び自己負担額に相当する額(障がい福祉給付費対象外分を含む) |
| その他市長が一定の介助が必要と認める者          | 養護老人ホーム等での短期入所等                      | 当該施設の老人保護措置費支弁額に相当する額                             |
| 本事業による緊急一時入所に至るまでの自宅待機等が必要な者 | ホームヘルプサービス等の介護保険サービス等                | 介護保険サービス等の給付費に相当する額及び自己負担額                        |
| その他市長が必要と認める者                | 施設入所中に市長が必要と認めるホームヘルプサービス等の介護保険サービス等 | 介護保険サービス等の給付費に相当する額及び自己負担額                        |

備考 施設が受け入れるに当たり、当該利用者が使用したアメニティー類や感染防止対策として必要な消耗品等についても原則、市の負担とする。